

## これ1冊あれば ひとり暮らしもひと安心! 「生活お役立ちガイド」を発行

市は、高齢の一人暮らしの人などに向け、ガイドブックを発行します。一人暮らしのさまざまな不安の解消に役立つ情報を、Q&A方式の4コマ漫画で分かりやすく紹介しています。

### 一人暮らしの「困った」「どうしよう」に応えます

**Q** 物忘れや認知症が心配。大丈夫かな



**A** 認知症予防・介護予防プログラムに参加してみましょう!

- 認知症予防  
簡単な計算やしりとりをしながら運動する「コグニサイズ」教室 など
- 介護予防教室  
健康遊具体験会、介護予防セミナー など

**Q** 休日や夜間に具合が悪くなったら



**A** 休日夜間急患診療所で診てもらいましょう!

休日夜間急患診療所 診療時間  
月～土曜日  
午後8時～11時  
日曜日・祝日  
午前9時～正午  
午後2時～5時  
午後8時～11時  
(受付は各診療時間終了の15分前まで)

**Q** 自分の葬儀のことが心配



**A** おひとり様などの終活支援事業をご利用ください!

終活の相談は大和市へ!  
葬儀や納骨について生前に準備できるよう、協力葬祭事業者の情報を提供したり、遺品整理などの相談を司法書士などの専門家につないだりします。

**Q** 振り込め詐欺に遭わないか不安

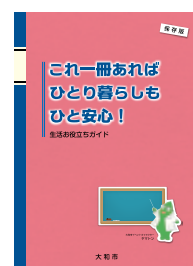


**A** 振り込め詐欺相談窓口があります!

振り込め詐欺相談窓口  
☎046-260-7970  
電話を受けて、少しでも「あやしい」と思ったら、お金を渡す前にご相談ください。

#### 入手方法

市役所情報公開コーナー、保健福祉センター、各分室・連絡所、各学習センター、シリウス内図書館・4階健康度見える化コーナー、市民交流拠点ポラリス、市民活動拠点ベテルギウス、大和市医師会・大和歯科医師会・大和綾瀬薬剤師会に加入する医療機関や薬局などで2月1日(金)から配布



ピンクの表紙が目印



左ページに4コマ漫画を、右ページに詳しい情報を掲載

# 大和市の切れ目ない子育て支援

## 妊娠前から小・中学生期まで

	取り組み	内容	問い合わせ	
妊娠前	一般・特定不妊治療費を助成	タイミング法や体外受精などの不妊治療費の一部を助成	すくすく子育て課 母子保健担当 ☎046-260-5609	
	不育症治療費を助成	妊娠はするものの、流産や死産などを2回以上繰り返す「不育症」の治療費の一部を助成		
妊娠・出産期	妊婦健診、妊婦歯科健診	妊婦健診費用を総額6万8,000円（多胎妊娠は総額8万円）まで助成。妊婦歯科健診を無料で実施	すくすく子育て課 母子保健担当 ☎046-260-5609	
	第3子以降の出産費用を助成	第3子以降の出産費用の一部を助成		
	プレママ・パパ教室	第1子出産前の親を対象にした妊娠・出産・育児の基礎講座を開催		
乳幼児期	保育コンシェルジュ	専門の相談員が子どもの預け先などに関する相談に対応	ほいく課 認定入所担当 ☎046-260-5607	
	送迎ステーション、託児室（中央林間東急スクエア内子育て支援施設）	幼稚園等に登園する前や終わった後の時間に、保育を実施。託児室では理由を問わず子どもを預けることが可能	子育て支援施設（きらきらぼし） ☎046-259-6094 (市の所管はほいく課)	
	赤ちゃんまもるくん	保護者の安否を毎日メールを活用して確認することで、赤ちゃんの命を守るようにするサービス	こども総務課 政策調整担当 ☎046-260-5606	
	赤ちゃんまもるくん <sup>2</sup>	睡眠中の赤ちゃんの体の動きを感知するセンサーを市内全保育施設などに配付	ほいく課 保育指導担当 ☎046-260-5672	
小・中学生期	子どもの充実した放課後のために	①放課後児童クラブ	放課後、保護者が就労などで家庭にいない児童に、遊びや生活の場を提供	こども・青少年課 こども・青少年育成担当 ☎046-260-5224
		②放課後子ども教室	市立小学校の校庭や体育館などを活用し、放課後に児童の安全・安心な居場所を設置	こども・青少年課 こども・青少年活動推進担当 ☎046-260-5226
		③寺子屋やまと	全市立小・中学校で、放課後などの学習を支援。中学3年生を対象に入試対策なども実施	指導室 指導担当 ☎046-260-5210
	第3子以降の学校給食費を助成	市立小・中学校などに通学している子が3人以上いる家庭に対し、第3子以降の給食費を全額助成	保健給食課 保健給食担当 ☎046-260-5206	

妊娠前～子育て期の悩みは、まず  
子育て何でも相談・応援センターへ

保健福祉センターすくすく子育て課内 ☎046-260-5675(月～金曜日(祝日、年末年始を除く))